【労働時間規制の適用除外者一覧表】

	1-10-1-01	対象者	対象業務		適用除外となる規制No.														世の日が知わて口
No.				1	2	3	4	5	6	7	8	9				13	14~19	20	期限が切れる日
1	9条	労働者でない者	すべて	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	О	0	0	0	なし
	36条11項	する者	新技術、新商品等の研究開 発				0	0	0	0	0		0	0					なし
		農林水産業(林業を除く)	当該事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	О				なし
4	41条2号	管理監督者、秘書	すべて	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	O			X	なし
5	41宋3万	監視又は断続的労働に従事する 者	監督署の許可を受けたもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				なし
6		高度の専門的知識等を持ち同意 を得た労働者	H30年9月7日施行規則に記述なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			なし
7	116条	同居の親族のみを使用する事業 家事使用人、船員	すべて	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	なし
8	138条	中小企業	すべて												0				2023年4月1日 改革法附則1条3号
9	改革法附則3条1項	中小企業	すべて				0	0	0	0	0		0	0					2020年4月1日
10	139条1項	災害時における復旧・復興	規則69条1項に該当する事 業						0				0	0					なし
11	139条2項 規則69条1号	土木建築業の事業場	当該事業				0	0	0	0	0		0	0					2024年4月1日
12	139条2項 規則69条2号	企業の主たる事業が土木建築業 である事業場	当該事業に限定されない				0	0	0	0	0		0	0					2024年4月1日
13	139条2項 規則69条3号	土木建築業に関連する警備事業	交通誘導警備の業務に限る				0	0	0	0	0		0	0					2024年4月1日
	140条	一般乗用旅客自動車運送事業	詳細未検討																
15	141条	医業に従事する医師	H30年9月7日施行規則記述なし(医師の働き方改革に関する検討会における結論を踏まえ措置)																
16	142条	鹿児島県及び沖縄県における砂 糖製造業	当該事業						0				0	0					2024年4月1日

「適用除外となる規制No.」は、「労働時間規制一覧表」を参照。

※厚生労働省発行の「長時間労働者への医師による面接指導について」というパンフレットでは、「管理監督者は、<u>労働者自らが</u>「時間外・休日労働が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる」と判断し、申し出があった場合に面接指導を実施します。」とされている。